

伊江村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年12月20日(火) 13:30～

2. 開催場所 伊江村役場 2階 小会議室

出席委員	会長	玉城	増生
	1番	知念	順司
	2番	棚原	貴光
	3番	知念	雄二
	5番	大城	孝美
	8番	西江	正
	9番	玉城	正芳

欠席委員	6番	大城	貴子
	7番	大城	進

3. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第5 議案第3号 非農地証明について
- 第6 議案第4号 工事完了報告について

4. 農業委員会事務局職員

事務局長	<u>大城 篤</u>
事務補助	<u>亀里 大樹</u>

令和4年第12回伊江村農業委員会総会議事録

議長 只今より、令和4年第12回農業委員会総会を開会致します。
委員の出席について事務局より報告して下さい。

局長 農業委員9名中7名、出席しております。

議長 只今、事務局から報告のあったとおり、農業委員総数9名中7名、出席しております。会議規則第11条の規定により、本総会は成立することを報告致します。本日の議事日程は予め、議席に配布した通りです。それでは議事に入ります。

議長 日程の第1「会議録署名委員の指名」を行います。慣例に従い、議長が指名したいと思えます。署名委員に8番西江委員、9番玉城委員を指名致します。

日程の第2「会期の決定の件」を議題と致します。本総会の会期は本日1日間にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。従って会期は本日1日間に決定しました。

日程の第3、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。それでは本案について事務局に説明を求めます。

局長 「議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について」。を説明します。No.1 譲受人、●。譲渡人、●。申請地、●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積●㎡。所有権移転贈与。●坪。No.2 譲受人、●。譲渡人、●。申請地、●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積、●㎡。●。登記地目、原野。現況地目、畑。地積●㎡。●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積、●㎡。●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積、●㎡。●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積、●㎡。合計●㎡。使用貸借権設定10年間。●坪。No.3 譲受人、●。譲渡人、●。申請地、●。登記地目、保安林。現況地目、畑。地積●㎡。●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積●㎡。●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積●㎡。●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積●㎡。●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積、●㎡。合計●㎡。賃借権設定5年間。合計●坪。以上です。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

9 番 休憩をお願いします。

議長 休憩いたします。（14：55）

議長 再開いたします。（15：00）

議長 これで質疑を終わります、お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり決定しました。

日程の第4、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題と致します。それでは本案について事務局に説明を求めます。

局長 「議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について」。を説明します。No.1 譲受人、●。譲渡人、●。申請地、●。登記地目、宅地。現況地目、畑。地積●㎡。●坪。転用目的、●。所有権移転売買。坪単価●円。になります。No.2 譲受人、●。譲渡人、●。申請地、●。登記地目、山林。現況地目、畑。地積●㎡。転用面積●㎡。●。登記地目、山林。現況地目、畑。地積、●㎡。転用面積、●㎡。●。登記地目、山林。現況地目、畑。地積、●㎡。転用面積、●㎡。合計●㎡。転用目的、●。所有権移転売買。坪単価●円。No.3 譲受人、●。譲渡人、●。申請地、●。登記地目、山林。現況地目、畑。地積、●㎡。転用面積、●㎡。●。登記地目、山林。現況地目、畑。地積、●㎡。転用面積、●㎡。●。登記地目、山林。現況地目、畑。地積、●㎡。転用面積、●㎡。合計、●㎡。転用目的、●。所有権移転売買。坪単価、●円。農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る意見書となっております。No.1 意見決定の理由について読み上げたいと思います。「当該申請地は、●集落内に位置し本村農業振興地域整備計画においては、農用地区域から除外された第3種農地となっている。申請地は、公道に囲まれた街区の面積に占める宅地の割合が、40%を超える農地となっており転用については許可相当と認める。」No.2 意見決定の理由について読み上げたいと思います。「当該申請地は、●集落の北部に位置し、本村の農業振興整備計画においては農用地区域から除外された第2種農地となっている。申請地の周囲は、分断要因となる段差、原野に囲まれた小集団の生産性の低い農地となっており、転用に当たっては他に代替地がないことから適当と認める。」No.3 意見決定の理由について読み上げたいと思います。「当該申請地は、●集落の北部に位置し、本村の農業振興整備計画においては農用地区域から除外された第2種農地となっている。申請地の周囲は、分断要因となる段差、原野に囲まれた小集団の生産性の低い農地となっており、転用に当たっては他に代替地がないことから適当と認める。」以上です。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

9 番 休憩をお願いします。

議長 休憩いたします。(15:10)

議長 再開いたします。(15:25)

議長 これで質疑を終わります、お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり決定しました。

日程の第5、議案第3号「非農地証明について」を議題と致します。それでは本案について事務局に説明を求めます。

局長 「議案第3号、非農地証明について」。を説明します。No.1申請人、●。申請地、●。登記地目、畑。現況地目、雑種地。面積、●m²。所有者、●。●坪になります。以上です。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

9 番 異議なし、進行おねがいします。

議長 これで質疑を終わります、お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり決定しました。

日程の第6、議案第4号「工事完了報告について」。を議題と致します。それでは本案について事務局に説明を求めます。

局長 「議案第4号、工事完了報告について」。説明します。No.1転用事業者、●。転用許可条項、農地法第5条第1項。許可年月日、●。許可指令番号、沖縄県指令北振第●号、●号。転用許可地の所在、●。転用目的、●。転用面積、

●、●㎡●、●㎡（全面積●㎡）。工事期間、着工 ●、完了●。進達意見、事業計画どおり利用されていると認められる。以上です。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

9 番 異議なし

議長 これで質疑を終わります、お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり決定しました。

これで本日の全日程が終了しました。会議を閉じます。
令和4年第12回総会を閉会致します。お疲れ様でした。

終了時間 15:30

署 名

会 長 玉城 増生 印

8 番 西江 正 印

9 番 玉城 正芳 印